

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院では、電子的診療情報連携体制加算について以下のとおり対応を行っています。

-
- 1.オンライン請求を行っています。
 - 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を 診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
 - 4.マイナンバーカードの健康保険利用について お声掛け、ポスター掲示を行っています。
 - 5.医療DX推進の体制に関する事項および 質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し活用して 診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所 ホームページに掲載しています。

上記の体制によって令和8年6月診療分より、電子的診療情報連携体制整備加算2を初診時に9点、再診時に2点を算定しております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。